

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B事務所に採用され、C所在のD小学校において、学校運営改善推進員として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日の出勤中、雪道の側溝に落ちて負傷し（以下「本件通勤災害」という。）、同日、E病院に受診し、「左脛骨プラトー骨折」（以下「旧傷病」という。）と診断され、同月〇日に観血的骨接合術を施行され、その後、平成〇年〇月〇日にF病院へ転医、平成〇年〇月〇日にG病院へ転医し、同院において、同月〇日に抜釘術を施行され、同年〇月〇日に治癒（症状固定）となった。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、H整形外科に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア、左変形性膝関節症」（以下「現傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が、現傷病は旧傷病の再発であるとして、療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の現傷病が、旧傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、現傷病のうち「左変形性膝関節症」が、旧傷病の再発である旨主張していることから、再発の要件（決定書理由）に基づき、以下、検討する。
- (2) I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左脛骨プラトー骨折と左変形性膝関節症との因果関係は認められず、現在の症状は、腰痛と左膝内側の圧痛のみであり、通常に加齢性変化による症状であり、再発とは認められない。」と述べている。
- (3) J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左脛骨プラトー骨折と左変形性膝関節症との因果関係については不明。平成〇年〇月のX P、MR Iで、左脛骨プラトー骨折は治癒していると思われるため再発とは認められない。」と述べている。
- (4) 上記I医師及びJ医師の意見書、診療録、各種検査所見等の医学資料を踏まえ、K医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、「受傷による靭帯損傷、半月板損傷など合併損傷がなく、術後の整復状況が良好で明らかに損傷を受けた外側に限局した変形性がないのであれば、加齢に伴う変形性関節症と区別するのは医学的に非常に難しく、本事案を労働災害に起因したものと判断することは妥当でない。」と述べており、当審査会としても、同医師の意見は、請求人の良好な整復状態や半月板損傷の所見が認められないこと等の具体的な術後の所見を踏まえたものであり、妥当なものであると判断する。
- (5) なお、請求人は、L医師の術前説明を根拠に、旧傷病と変形性膝関節症との間に医学的因果関係がある旨主張しているが、K医師が、「関節内骨折の術前説明において、関節損傷後に伴う変形性関節症の発症については一般に説明さ

れる事項である。説明があったとしても、術前の外傷の程度、手術による整復状況によっては告知された変形性関節症が必ず発症するものではない。」と述べているように、L医師の術前説明は、合併症の可能性として変形性関節症を挙げたにすぎないと判断すべきものであり、I医師、J医師、K医師らが、請求人の術後の状態を踏まえ、医学的にみて原傷病は旧傷病の再発とは認められないと意見していることは上記のとおりであるから、上記請求人の主張は認められない。

(6) 以上のとおりであるから、決定書理由に説示のとおり、請求人の現傷病が旧傷病の再発であるとは認められない。

(7) なお、請求人のその余の主張についても、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。